

農村公園フルーツパークにき
再構築事業及び管理運営業務

民間提案制度実施要領

令和 7 年 7 月

仁 木 町

1 目 的

仁木町（以下「町」という。）では、近年の厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化等に対処しながら、地域の価値や住民サービスの向上を図るため、「官民連携」を推進している。

このような背景がある中、社会情勢の変化等による新たな行政課題や多様化するニーズに対応していくため、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活かしていくとともに、これまで以上に業務の効率的な運用等が必要となってきた。

このため、町では「仁木町民間提案制度（以下「本制度」という。）」に基づき、事業計画段階から民間のノウハウを活用し、町が保有する公共施設等の効果的な利活用や魅力、ポテンシャルを見出していきたいと考えている。

本実施要領では、本制度による「農村公園フルーツパークにき再構築事業」について、民間事業者から事業提案を募集し、住民に対するサービスの向上、町財政の負担軽減及び町の魅力向上等につなげるため、必要な事項を定めるものである。

2 趣 旨

本町では、老朽化が進んでいる公共施設に対する今後の維持管理・運営やそれらに係る財政負担等が課題となっており、課題解決に向けた取組として民間提案制度を活用する。

本実施要領は、特に老朽化が進んでいる『農村公園フルーツパークにき』について、「農村公園フルーツパークにき再構築事業 基本構想（令和6年3月策定）」や「仁木町再生可能エネルギービジョン（令和5年3月策定）」、「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務最終報告書（令和7年3月策定）」を踏まえ、民間のノウハウを活用した当該施設の「再構築事業」及び「管理運営」の提案を募集するものである。

3 業務内容

（1）業 務 名

農村公園フルーツパークにき再構築事業及び管理運営業務

（2）事業概要

事業概要は次のとおりである。

ア 対象施設

農村公園フルーツパークにき

イ 募集する提案内容

住民サービスの向上や地域経済への還元に資する対象施設の利活用（再構築事業及び管理運営）に関する提案。

なお、利活用の提案にあたっては、「第6期仁木町総合計画（令和3年3月策定）」、「第3期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略（令和7年3月策定）」、「農村公園フルーツパークにき再構築事業 基本構想」、「仁木町再生可能エネルギービジョン」及び「仁木町エネルギー転換実証事業委託業務最終報告書」等を踏まえたものとする。

また、令和7年3月に開通した一般国道5号倶知安余市道路 仁木インターチェンジや、北海道新幹線の開通に伴う並行在来線の廃止など、本町はこれからのまちづくりにおける転換期を迎えていることから、従来手法にとらわれない民間活力を活かすことができる事業手法、及び町の財政運営が持続可能となるような提案とすること。

(3) 担当課

仁木町産業課商工観光振興係

電話番号：0135-32-3951

メール：syoukou02-niki@town.niki.hokkaido.jp

4 参加資格

本業務に参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

なお、基準日は事業提案の受付期間の最終日とし、基準日以降であっても事業提案の採否が決定するまでの間に、正当な理由なく次の要件を欠いた場合は、その事業提案を無効とする。

(1) 参加事業者の構成

ア 参加事業者について

参加事業者は、本業務を行うに相応しい資力、経営力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に実施する「指定管理者選考（予定）」に意向のある事業者のうち、事業の実施主体となり得るに必要な資格等を有する単独企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

また、参加グループは、構成企業及び共同企業体の全てが参加資格を満たし、かつ事業実施に必要な資格等を有する事業者をグループ内に含むこととする。

イ 複数応募の禁止について

構成企業及び共同企業体の構成員は、本業務に参加する他の参加事業者の構成企業及び共同企業体の構成員であってはならない。

(2) 参加資格要件

次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその役員を含む。以下同じ。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する団体又はその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

オ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村税等の滞納がある者

カ 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

キ 政治活動や宗教活動を主な目的としている者

ク その他町長が適当でないと認める者

5 企画提案書

(1) 提案書等の様式

提案事業者は次に掲げる書類を作成の上、提出すること。

- ア 企画提案書（表紙）（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ グループ応募構成書（様式3） ※グループで応募する場合
- エ 提案資料（任意様式）

使用用紙はA4（縦又は横で統一）とすること。

文字サイズは10ポイント以上とし、明確かつ具体的に記述すること。また、必要に応じて、図、表、写真、スケッチ及び図面等を適宜利用すること。

オ 履歴事項全部証明書

カ 直近1年間の財務諸表の写し

キ 国税、地方税の滞納がないことを証する証明書（募集開始日以降に交付されたもの）

※グループで応募する場合、構成企業等の個別書類（オ～キ）は代表企業が集約し、他の書類と併せて提出すること。

(2) 提出方法

ア 提出期限

令和7年8月25日（月）午後5時まで

イ 提出先

場 所：〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1

仁木町産業課商工観光振興係 宛

メール：syoukou02-niki@town.niki.hokkaido.jp

ウ 提出部数

紙媒体で15部及び担当者メールアドレス宛にデータ送付

(3) 作成上の注意事項

ア 大規模修繕について

農村公園フルーツパークにきは、道営農地再編関連整備事業（参加体験型農園整備事業）により建設されており、当初目的と異なる改修や配置換えができないなど、施設改修に係る制約が設けられている。そのため、提案内容がどの程度の施設修繕として該当するか等をヒアリングしながら、町として検討する。

イ 再生可能エネルギーの導入について

農村公園フルーツパークにきは、「仁木町再生可能エネルギービジョン」に基づき、下記の方針を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入を検討している。

- a 当該施設のエネルギーの効率化を図るため、毎月の電気使用量に基づき最適なマネジメントを検証し、都度、運用改善を図ること。
- b 来場者に対し、「仁木町再生可能エネルギービジョン」及び当該施設のエネルギーマネジメント（再エネ・省エネ・資源循環等）について、恒常的な展示及びイベント等を通じた普及啓発を図ること。
- c 本町における基幹産業である「農業」について作物の変遷のみならず、グリーン農業への取組について恒常的な展示及びイベント等を通じた普及啓発を図ること。

6 審査方法・評価基準等

(1) 審査方法

仁木町民間提案制度実施要綱（令和4年仁木町告示第132号）第7条の規定に基づき設置した「仁木町民間提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）にて、採択の可否について審査するものとする。審査委員会では、提出された提案書について、次項で定める評価基準に基づき審査を実施する。なお、審査委員及び審査経過は非公開とする。

(2) 評価基準

本業務の採択に関する評価基準は以下のとおりとする。

評価視点	内 容
1 提案要件	住民サービスの向上や地域経済への還元に資する提案となっているか。また、再エネ・省エネ導入を踏まえた提案となっているか。
2 独自性・独創性	提案内容に独自のアイデア・ノウハウや、技術等が盛り込まれているか。また、現在、町が実施している管理運営と比較し、事業化した場合の付加価値があると認められるか。
3 実現性・継続性	事業計画等の具体性、実現性及び継続性の見込みはあるか。
4 財政負担	町の財政運営が持続可能となるような提案となっているか。

※項目ごとの配点は公表しない。

(3) ヒアリングの実施

町及び提案事業者は、事業内容や対象施設の明瞭化を図るため、個別にヒアリングを実施することができる。

また、提案事業者は、必要に応じて対象施設を視察することができる。

(4) プレゼンテーション審査の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するために、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。ただし、提案事業者が多数の場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション審査の実施対象者を概ね5者程度に選定する場合がある。

ア 開催日：令和7年9月4日（木）

イ 開催場所：仁木町役場庁舎内

ウ その他：実施日時、会場、進行方法等については、参加者に直接通知する。また、プレゼンテーション審査については、原則、事前に提出した「提案書」に基づき行うものとし、追加資料は認めない。ただし、やむを得ず、追加資料が必要な場合は、プレゼンテーション審査実施日の3開庁日前までに担当課へ連絡の上、追加資料を提出すれば、差し支えないものとする。

(5) 審査における留意事項

評価が最も高い提案事業者が複数となった場合は、別に定める評価基準の評価視点順の優先順位で、最も評価が高かった者を上位の提案事業者とする。

ただし、合計点の平均が満点の 60%に満たない場合は、いずれも提案事業者としない。

また、全ての企画提案について、行政課題の解決が十分に達成できないものであると判断したときは、事業化しないものとする。

(6) 審査結果の通知・公表

審査の結果は、提案事業者に対して文書で通知する。

また、提案のあった件数並びに採択となった提案については、「提案事業名」、「提案事業者名」、「提案概要」を町ホームページ等で公表する。ただし、提案事業者の独自のノウハウ等が含まれるなど、公表することによって提案事業者に不利益が生じる内容については公表の対象としない。

なお、審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

7 事業化に向けた協議

(1) 詳細協議の概要

ア 町と提案事業が採択された事業者（以下「採択事業者」という。）は、提案内容を基に事業化に向けて協力して事業の詳細に関する協議や必要な手続き等を行い、事業の枠組みを整備する。

イ 町と採択事業者は、事業化に際して必要がある場合は、別に施設管理者、指定管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行う。

ウ 町は、採択事業者との詳細協議及び関係者との調整等の結果、詳細協議が成立（町と採択事業者の双方が合意）に至った場合は、仁木町民間提案制度実施要綱第 9 条に基づき、契約等を締結する。

エ 詳細協議の期間は、原則として、提案内容が詳細協議の対象となってから 12 か月以内とする。ただし、町が必要と判断した場合は、継続して協議することができる。

(2) 詳細協議における留意事項

ア 詳細協議は、原則として採択事業者が提案した範囲内で行うものとし、費用は採択事業者の負担とする。

イ 詳細協議の結果は、採択事業者に文書で通知するとともに町ホームページ等で公表する。

ウ 採択事業者との詳細協議が成立した場合においても、予算案等が議会で議決されない等の事由により、提案事業が実施できなくなった場合には、事業化しない。

エ 上記ウの場合において、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、町と提案事業者が協議の上、詳細協議を再開し事業化を図る。

オ 詳細協議の結果、詳細協議が整わなかった（合意に至らなかった）場合は、提案内容は事業化しない。その際、採択事業者が詳細協議の過程で負担した費用やリスク等について町は責任を負わない。また、複数の事業者から提案があった場合は、本実施要領 6（4）にて選定した次点の提案事業者に対し、町は詳細協議開始の打診を行うことができる。

カ 事業概要や詳細協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがある。
 ただし、採択事業者の独自のノウハウ等が含まれるなど、公表することによって採択事業者にとって不利益が生じる内容については公表の対象としない。

8 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

No.	項 目	スケジュール
1	実施要領の公表及び公募の開始	令和7年 7月17日（木）
2	提案書の提出期限	令和7年 8月25日（月）
3	プレゼンテーション審査通知	令和7年 8月28日（木）
4	プレゼンテーション審査開催	令和7年 9月 4日（木）
5	事業採択の通知	令和7年 9月11日（木）
6	事業化に向けた詳細協議	令和7年 9月12日（金）～

9 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）提案内容等の作成に要する全ての経費は、提案事業者の負担とする。
- （3）町に対し提出された書類は返却しない。
- （4）提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。ただし、特別な事情がある場合等、町が認めた場合はこの限りではない。
- （5）提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行う場合がある。
- （6）提出された提案書等については、提案事業者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本業務の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア 採択事業者が提出した提案書等について、町が必要と認める場合
 - イ 仁木町情報公開条例（平成16年仁木町条例第10号）の規定が適用される場合
- （7）本業務は、提案内容及び協議した内容に補助金・交付金の採択や仁木町議会の議決を想定している場合、これらが採択・議決等に至らなかった場合、提案内容の実行が不可能、若しくはスケジュールが変更となる場合がある。スケジュール変更に伴う事業計画の変更等については、町と十分な協議を行い決定するものとする。なお、提案事業者は提案書を提出した段階で上記の事項について合意したものとし、一切の損害賠償の請求はできないものとする。
- （8）本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は町が定める。